

健生食輸発1219第1号
令和7年12月19日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(韓国産赤とうがらしのプロピコナゾール、中国産にんにくのチアメトキサム及びねぎのシフルトリン並びにメキシコ産ブルーベリーのフロニカミド)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年12月16日付け健生食輸発1216第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、韓国産赤とうがらし、中国産にんにく及びねぎ並びにメキシコ産ブルーベリーについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

記

1. 別表第2から削除

・韓国産赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のプロピコナゾール

2. 別表第3から削除

・韓国産赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のプロピコナゾール(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「YECHEON CLEAN RED PEPPER CO., LTD.」であるものに限る。)

・中国産にんにく及びその加工品(簡易な加工に限る。)のチアメトキサム(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「YANTAI HAIXING FOOD CO., LTD.」であるものに限る。)

・中国産ねぎ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシフルトリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「WEIFANG FUSHUN PLANTING CO., LTD.」であるものに限る。)

・メキシコ産ブルーベリー及びその加工品(簡易な加工に限る。)のフロニカミド(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「AGRO SOIL HOLDING S DE RL DE CV」であるものに限る。)